

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催について

- 1 日時 平成22年2月19日(金)午後2時から
- 2 場所 東京都千代田区九段南2丁目1番5号
農林水産省三番町共用会議所
- 3 意見を聴こうとする事項
 - (1) 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて
 - (2) 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツス(ドラゴンフルーツの一種)の生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表2中ミカンコミバエ種群及びウリミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて
 - (3) (1)の改正に伴い、南アフリカ共和国からバーリンカ種のぶどうの生果実を輸入する際の農林水産大臣が定める基準を制定することについて
 - (4) (2)の改正に伴い、台湾からヒロセレウス・ウンダーツスの生果実を輸入する際の農林水産大臣が定める基準を制定することについて
- 4 議長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長(同課長が出席できないときは同課検疫対策室長)
- 5 意見公述の手続
意見の公述を希望する者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成22年2月16日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課(郵便番号100-8950東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)へ提出願います。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 議題に対する意見の概要(意見及びその理由)
- 6 留意事項
 - (1) 議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込

者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがあります。

- (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがあります。
- (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがあります。
 - イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
 - ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合
 - ハ 公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合
- (4) 傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがあります。
- (5) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがあります。
- (6) 議長は、(1) から (5) までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがあります。

7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

横浜植物防疫所（横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（名古屋市中区入船2丁目3番地12号 名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（那覇市港町2丁目11番地の1 那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（さいたま市中央区新都心2番地の1 さいたま新都心 合同庁舎2号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎内）